

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人青森県建築士事務所協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を青森県青森市に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(規律)

第4条 本協会は、建築士法に規定された法人としての理念に基づき、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(事業)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に係る契約内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るために必要な建築士事務所の開設者に対して行う指導、勧告その他の業務
 - (2) 建築士法に基づく、建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情を解決する業務
 - (3) 建築士法に基づく、建築士事務所の開設者に対する業務の運営に関する研修及び建築士事務所に所属する建築士に対する設計等の業務に関する研修業務
 - (4) 建築士事務所の業務の適正な運営及び建築士事務所に設計等を委託する建築主の利益保護に関する調査・研究・広報業務
 - (5) 建築士法に基づき、青森県知事から指定を受けて行う建築士事務所の登録及び閲覧事務
 - (6) 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務
 - (7) 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保することを目的とした官公庁等からの受託業務
 - (8) 官公庁への建議及び内外の関係諸団体との交流
 - (9) 会員及びその従業員たる建築士等の福利厚生の上昇に資する事業
 - (10) 前各号の事業に関する図書、印刷物等の刊行及び頒布
 - (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、青森県内において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 青森県知事に登録した建築士事務所の開設者とする。
- (2) 準会員 建築に付帯する設備、インテリア等の設計・監理等を業とする個人又は法人とする。
- (3) 賛助会員 本協会の目的達成のため賛同する個人又は法人とする。

2 前項第1号の規定にかかわらず、開設者がその建築士事務所に所属する者の中から正会員の権利及び義務について委任した者は、正会員とみなす。

(会員の資格の取得)

第7条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する入会申込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び準会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 入会は、入会金又は賛助会費を納めた時より効力を生ずる。
- 4 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。
- (3) 建築士事務所を廃業したとき。
- (4) 建築士事務所の登録を取り消されたとき。
- (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (6) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき。
- (7) 除名されたとき。
- (8) 総正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会が別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第1項各号又は第12条の規定に該当するおそれがある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によってその会員を除名することができる。この場合において、その会員に対し、総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 理事会が別に定める「倫理規程」に違反する行為等により本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(懲戒)

第12条 会員が理事会において別に定める「懲戒規程」の懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の決議を経て懲戒することができる。

(会員の責務)

第13条 会員は、本協会に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

2 会員は、第5条第1項第2号に掲げる事業に関して、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

3 会員は、この定款及び「倫理規程」に定める理念と規範に則って行動し、本協会が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 総会

(構成)

第15条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法に定める社員総会とする。

(種別)

第16条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
 - (2) 役員報酬等の額
 - (3) 定款の変更
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (8) 解散及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止
 - (10) 理事会において総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の総会においては、第19条第4項の書面に記載した目的である事項以外は、決議することができない。

（開催）

第18条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。
- (3) 次の場合において、前号の請求をした正会員が、裁判所の許可を得て、総会を招集したとき。
 - イ 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - ロ 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招集）

第19条 総会は、前条第2項第3号の規定により招集する場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の理事会の決議を要する事案は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (4) 総会に出席しない正会員が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 会長は、前条第2項第2号の請求があったときは、その日から6週間以内の日を臨時総会の日として招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総

会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、すべての正会員の同意がある場合には、招集の手続きを省略することができる。

(議長)

第20条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第21条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第22条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 総会の決議は、一般社団法人・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第24条 総会に出席できない正会員は、理事会の定めるところによりあらかじめ通知された事項について総会日時の直前の業務時間の終了時（理事会で別に定めたときは、その時）までに書面又は電磁的方法によって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における第21条及び第23条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意

の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を含む議事録を書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の要領及びその結果
- (5) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (6) 総会の議長及び議事録作成に係る職務を行った者の氏名
- (7) その他法令で定める事項

2 議事録には、議長及びその総会において選出された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員等

(役員の種類及び定数)

第27条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上30名以内
- (2) 監事 2名又は3名

2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長とし、専務理事及び常務理事各1名並びに常任理事若干名を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって各々選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本協会を代表し、本協会の業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事

故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

- 5 常務理事は、本協会の業務を分担執行する。また、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 常任理事は、本協会の業務を分担執行する。
- 7 副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の権限は、理事会が別に定める。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 業務及び財産並びに会計の状況を調査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、会長に理事会の招集を請求すること。
この場合において、その請求の日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本協会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現在者の残存任期が2年に足りないときは、前項によるものとする。
- 3 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期の満了により退任した場合においても、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により、別に定める。

(理事の取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

第35条 本協会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得られる額を限度として、免除することができる。

(名誉会長等)

第36条 本協会に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長は、総会において任期を定めた上で選任する。

3 顧問及び相談役は、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 名誉会長、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等の職務)

第37条 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理事会及び常任理事会

(理事会の構成)

第38条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

- (2) 副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の権限の決定
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- (6) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本協会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第35条の責任の免除

（理事会の種類及び開催）

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第30条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

（理事会の招集）

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号の理事が招集する場合及び同項第4号の監事が招集する場合を除く。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知を発しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

（理事会の議長）

第42条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第43条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議)

第44条 理事会の決議は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第8項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第48条 本協会に、理事会の決議により、常任理事会を置くことができる。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会には、必要に応じて他の役員を出席させることができる。

4 常任理事会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 会長が業務を執行する際にその執行に関する重要事項を協議すること。

(2) 理事会に付議する事項を協議すること。

5 常任理事会については、第41条から第47条までの規定（第41条第1項ただし書及び第2項の規定並びに監事に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「常任理事会」と、「理事」とあるのは「常任理事会の構成員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第49条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 事業に伴う収入

(3) 財産から生ずる収入

(4) 寄付金品

(5) その他の財産

(財産の管理及び運用)

第50条 本協会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て会長が定める。

(事業年度)

第51条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第52条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 4 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第53条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類については内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 本協会は、前項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第54条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

第55条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の3分の2以上の決議を得なければならない。

- 2 本協会が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議をしなければならない。

(会計原則)

第56条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第57条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条、第5条第1項第1号から第3号まで、第6条第1項第1号及び第7条第3項の定めは、建築士法第27条の2及び第27条の3の改正がない限りこれを変更することができない。

(合併)

第58条 本協会は、総会の決議によって他の一般社団・財団法人法上の法人と合併をすることができる。

(解散)

第59条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第60条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会、部会及び支部

(委員会及び部会)

第61条 本協会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会及び部会を設置することができる。

- 2 委員会及び部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、会長が選任し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 委員会及び部会の種類、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部)

第62条 本協会は、理事会において別に定める区域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部は本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 3 正会員は、原則として建築士事務所の所在する区域の支部に属する。

4 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第63条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備置き等)

第64条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の名簿及び履歴書
 - (4) 認定、認可、許可及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書
 - (10) 前号の監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の備置き及び閲覧については、法令の定めによるものとする。
- 3 第1項各号の帳簿及び書類の保存については、法令の定めによるものとするほか、理事会の承認を得て会長が別に定めるところによるものとする。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第65条 本協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、法令の定めによるものとする。

(個人情報の保護)

- 第66条 本協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めによるものとする。

第12章 公告

(公告)

第67条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補 則

(委任)

第68条 法令又はこの定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、野呂敏秋とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第51条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 定款第31条の規定にかかわらず、平成29年5月に改選された役員の任期は、平成30年の定時総会の終結時までとする。

